

平成 28 年 4 月 1 2 日

保護者殿

宮城県仙台南高等学校
校 長 小田 浩一
学校医 内田 直樹

学校において予防すべき感染症について（お知らせ）

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準が、学校保健安全法第 19 条により定められており、この期間は欠席にはなりません。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間は下記のとおりです。

● 第一種

エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、豆そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群)、特定鳥インフルエンザ
・・・治癒するまで。

● 第二種

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）

・・・発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。

百日咳

・・・特有な咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

麻疹

・・・解熱した後、3 日を経過するまで。

流行性耳下腺炎

・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

風疹

・・・発疹が消失するまで。

水痘

・・・すべての発疹が痂皮化するまで。

咽頭結膜熱

・・・主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。

結核、髄膜炎 菌性髄膜炎・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。

● 第三種

腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症（*）

・・・症状が改善し、医師により感染のおそれがないと認められるまで。

*条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患。原則として出席停止はしない。

記入上の注意

保存版

学校で予防すべき感染症にかかり治癒後登校する際は、下記の「治癒報告書」に記入し、受診時の診療報酬明細書・薬の説明書・お薬手帳のコピー（本人の名前と処方された薬・受診日が記載）等、感染症の治療を行ったことが明確なものを貼付して、担任に提出してください。

治癒報告書

宮城県仙台南高等学校長 殿

平成 年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名 ㊟

- 1 診断名 ()
- 2 欠席期間 年 月 日 から 年 月 日
- 3 医療機関名 ()
電話番号 ()

診療報酬明細書・薬の説明書 お薬手帳のコピー貼付欄

- * 感染症の治療を行ったことが明確なもの
- * **本人氏名、受診日**が記入されているもの

・タミフル
・リレンザ
・イナビル
などの、インフルエンザ治療薬
の名前が含まれているもの

水痘、麻しん、風しんな
どの感染症の場合も、処
方された薬の名前が書いて
あるもの